

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年9月10日提出
【計算期間】	第1特定期間(自 2020年1月31日至 2020年6月10日)
【ファンド名】	BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド（年4回決算型）
【発行者名】	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウノースタワー
【事務連絡者氏名】	大久保 享
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウノースタワー
【電話番号】	03-6377-2891
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

「BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド」への投資を通じて、主要先進国の国債先物取引の買建て及び売建てを活用するとともに、日本の短期国債等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

(1) 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	特殊型
追加型		その他資産 ()	(絶対収益追求型)
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			ブル・ベア型
一般	年2回				
大型株	年4回	日本			
中小型株					
債券	年6回 (隔月)	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	条件付運用型
一般		欧州			
公債	年12回 (毎月)	アジア			絶対収益 追求型
社債		オセアニア			
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米		なし	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ		その他 ()
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(債券、 その他資産 (債券先物))資産 配分変更型))		中近東(中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類及び属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 ターゲットリターンを獲得を目指して運用を行います。

- ターゲットリターンとは、委託会社が定めるファンドの中長期の運用収益目標をいいます。
- ファンドのターゲットリターンは、『日本の短期金利+年率3%』（円ベース、運用管理費用（信託報酬）控除後）です。

上記ターゲットリターンはあくまで目標値であり、常に一定の収益を獲得することや目標が達成されることを示唆・保証するものではありません。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、ファンドの基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※上記ターゲットリターンの水準は、市場環境等の変化により、将来変更される場合があります。

2 主要先進国の国債市場における収益機会に着目し、市場環境に左右されない収益の獲得を目指します。

- 日本の短期国債を中心に投資を行う短期国債運用に加え、主要先進国の国債先物取引を活用したプラスアルファ運用を行い、市場環境に左右されない収益の獲得を目指します。
- プラスアルファ運用では、主要先進国の国債の投資魅力度に基づき、相対的に投資魅力度の高い国の国債先物取引の買い建てを行うと同時に、相対的に投資魅力度の低い国の国債先物取引の売り建てを行います。

■ ファンドの投資対象について

短期国債運用

日本の
短期国債等に投資



日本

プラスアルファ運用

主要先進国の国債先物取引を活用



米国



ドイツ



英国



カナダ



オーストラリア

※上記投資対象は、将来変更される場合があります。

3 ポートフォリオの変動リスクを管理した運用を目指します。

- ターゲットリターンを達成するために必要であると委託会社が考える、ポートフォリオの変動リスクの目標を定めます。ポートフォリオの変動リスクが定めた目標程度となるように投資比率の調整を行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 外貨建資産への投資にあたっては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

5 運用指図にかかる権限の一部をBNPパリバ・アセットマネジメント・フランスへ委託します。

- BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスが、短期国債運用およびプラスアルファ運用を行います。
- プラスアルファ運用において、BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスが開発した独自の運用手法を活用します。

■BNPパリバ・アセットマネジメントについて

BNPパリバ・アセットマネジメント(本社:フランス・パリ)は、グローバルに展開する欧州最大手の金融グループであるBNPパリバ・グループの資産運用会社です。その歴史は1848年まで遡ることができます。世界各地に拠点を置き、幅広い資産クラスにおいて投資サービスを提供しています。2002年からサステナブル投資への取組みを開始し、同分野におけるリーダーとして社会に広く認知されています。



6 決算頻度の異なる2つのファンドからお選びいただけます。

- 年4回決算を行う「年4回決算型」と年1回決算を行う「資産成長型」があります。

※販売会社によって、取扱うファンドが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

年4回決算型

毎年3月、6月、9月および12月の10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の収益分配方針に基づき、収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配額は、上記①の範囲で、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。

資産成長型

毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の収益分配方針に基づき、収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配額は、上記①の範囲で、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定するものとします。ただし、信託財産の成長に資することに配慮して、分配を行わない場合があります。

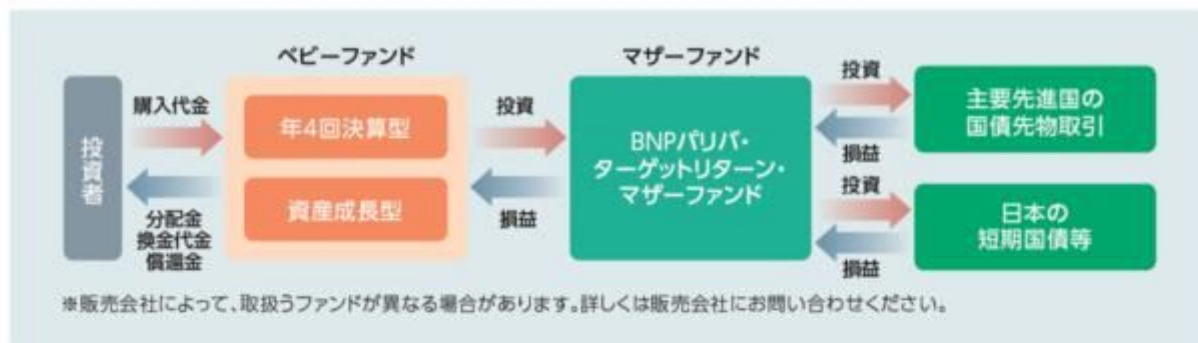
※各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ファンドの仕組み

各ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（各ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

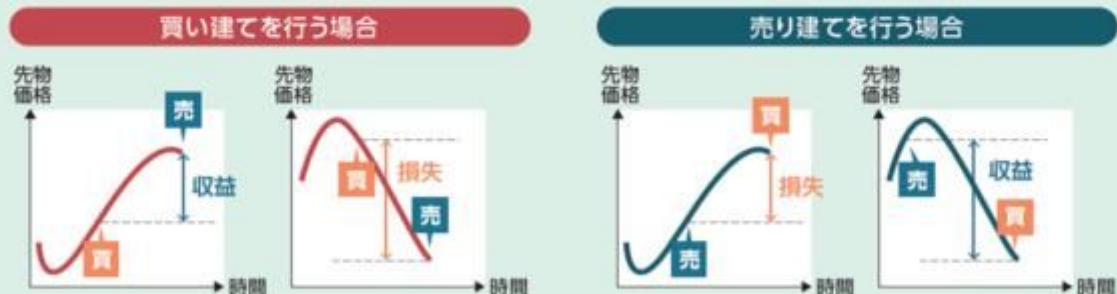


■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。

ご参考 国債先物取引の買い建て／売り建ての損益について

■国債先物取引の損益イメージ



買い建てを行う時点の国債先物取引の価格（先物価格）から当該価格が上昇する場合には、その上昇分が収益となります。
一方で、買い建てを行う時点の先物価格から当該価格が下落する場合には、その下落分が損失となります。

売り建てを行う時点の先物価格から当該価格が上昇する場合には、その上昇分が損失となります。
一方で、売り建てを行う時点の先物価格から当該価格が下落する場合には、その下落分が収益となります。

※上記は国債先物取引の損益イメージであり、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

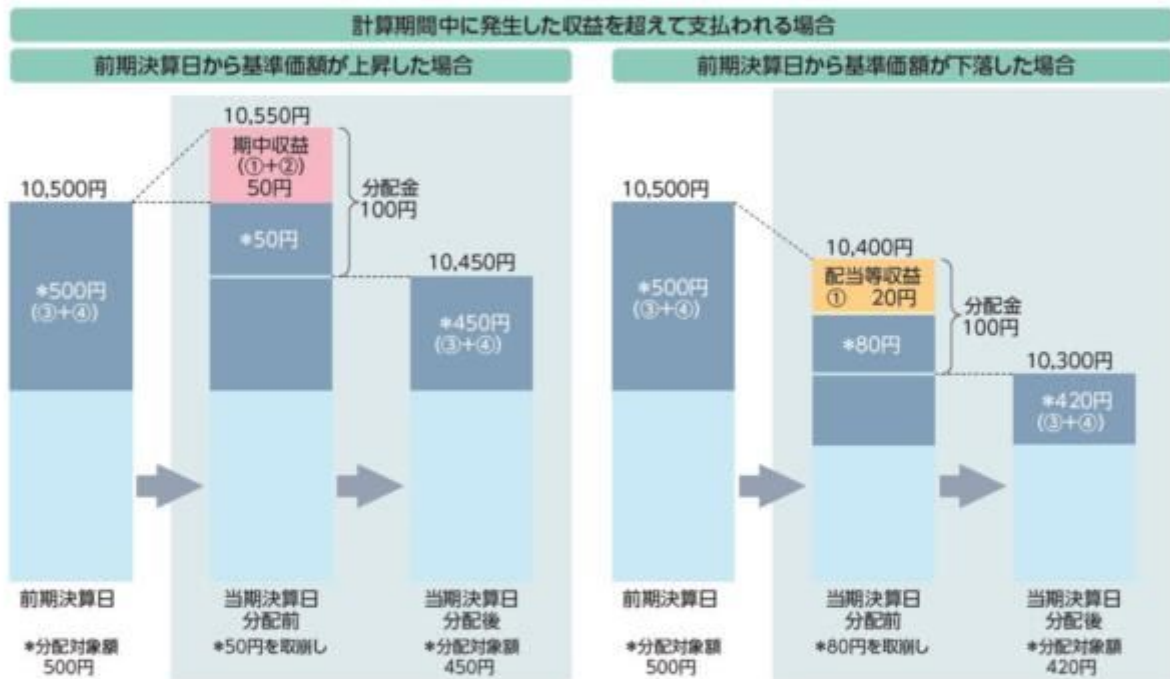
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



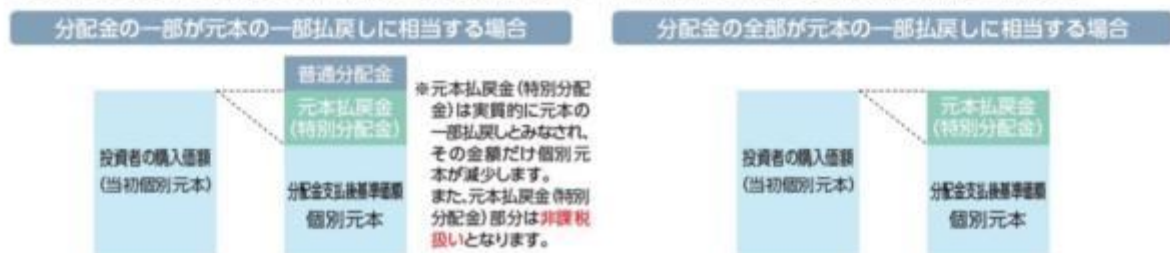
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

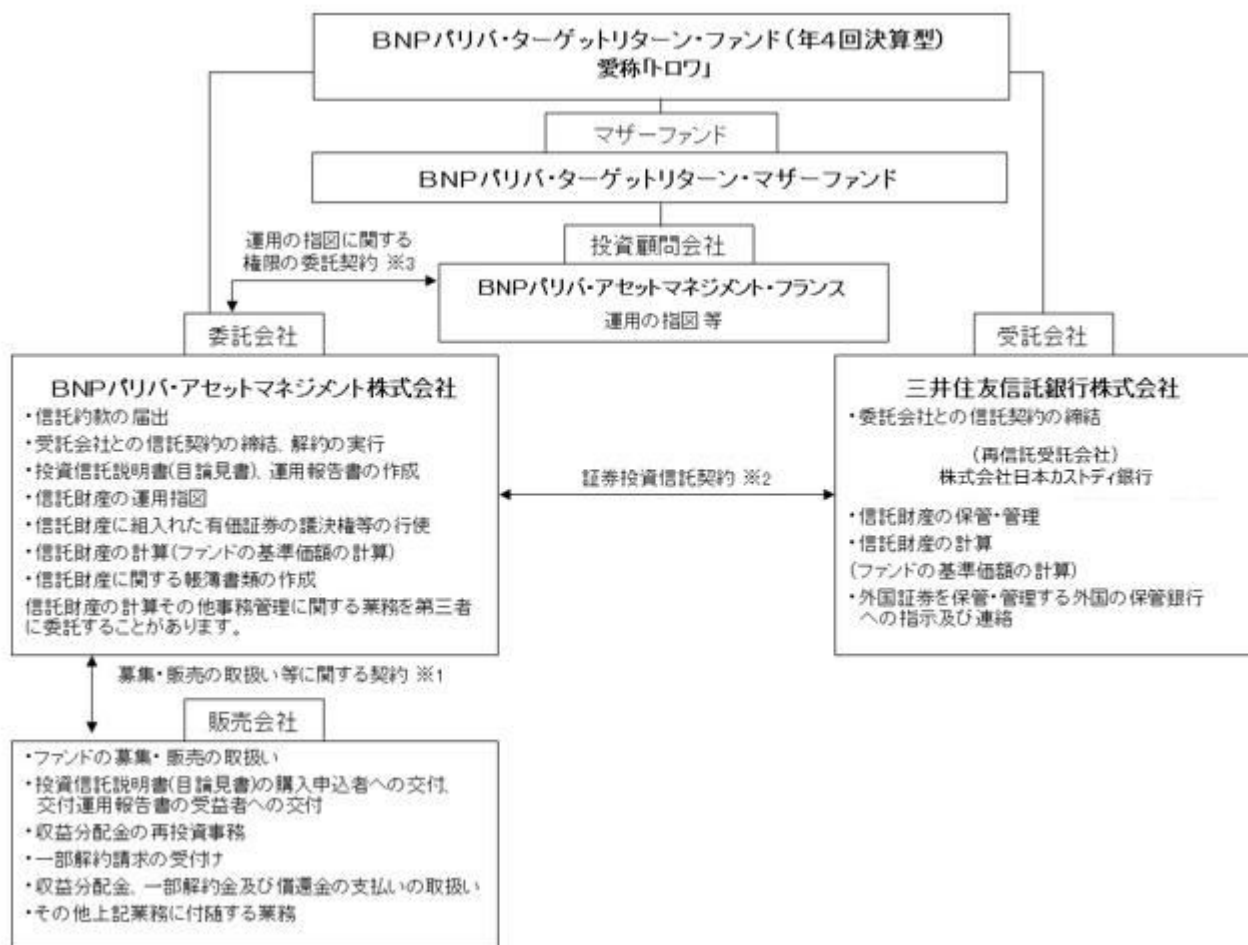
(2) 【ファンドの沿革】

2020年1月31日

- ・信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- ※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2020年6月末現在）

1) 資本金

1億円

2) 沿革

1998年11月9日	会社設立
1998年11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
1999年2月26日	証券投資顧問業の登録
2000年6月20日	投資一任契約業務の認可取得
2000年8月1日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
2000年8月1日	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
2010年7月1日	フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更
2017年12月1日	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に社名変更

3) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
-------	-----	------	------

BNP Paribas ASSET MANAGEMENT Holding BNPパリバ・アセットマネジメント・ ホールディング	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン1	264,000株	100.0%
---	-----------------------------------	----------	--------

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① 当ファンドは、BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主要先進国の国債先物取引の買建て及び売建てを活用するとともに、日本の短期国債等に投資を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ③ 外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条及び第21条に定めるものに限りま。

ハ) 金銭債権

ニ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド」の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 16) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 17) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - 18) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 19) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 20) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 21) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 22) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 23) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)ならびに18)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券、15)の証券、及び12)ならびに18)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)及び14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド>

主要先進国の国債先物取引及び日本の短期国債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条及び第19条に定めるものに限りします。）
 - ハ) 金銭債権
- ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者（運用指図権限の委託を受けた者を含みます）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書

- 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 16) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 17) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - 18) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 19) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 20) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 21) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 22) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 23) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)ならびに18)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券、15)の証券、及び12)ならびに18)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)及び14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

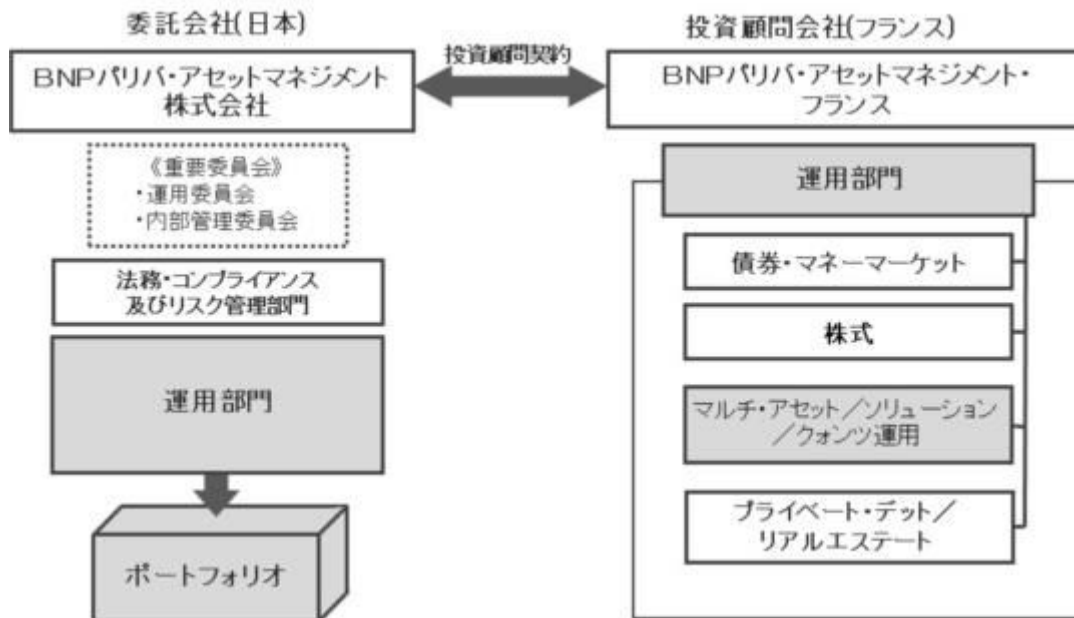
◆投資対象とするマザーファンドの概要

<BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	主要先進国の国債先物取引及び日本の短期国債を主要投資対象とします。
投資態度	① 主要先進国の国債先物取引の買建て及び売建てを活用するとともに、日本の短期国債等に投資を行います。 ② 運用にあたっては、BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスが開発した独自の運用手法を活用し、ポートフォリオの変動リスクを管理しながら、収益の獲得を目指します。 ③ 外貨建資産への投資にあたっては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。 ④ 運用指図にかかる権限の一部をBNPパリバ・アセットマネジメント・フランスへ委託します。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ② 株式への投資は転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。 ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。 ⑤ 投資信託証券（取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいう。）又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）な投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部をBNPパリバ・アセットマネジメント・フランスに委託します。



◆委託会社の運用体制

- ・運用部門（3名程度）
運用部門では、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドラインのモニタリング業務のほか、必要に応じて発注事務を行います。
- ・運用委員会（3名程度）
原則として月1回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。
- ・内部管理委員会（5名程度）
原則として月1回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて、当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

◆委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

※上記体制は、2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします
- 2) 分配金額は、上記1)の範囲で、基準価額の水準、市況動向等を勘案して委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- １）マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ３）株式への投資は転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ４）デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。
- ５）外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。
- ６）投資信託証券（マザーファンド受益証券及び取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定する金融商品市場をいう。）又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）な投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
- ７）デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ８）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ９）先物取引等の運用指図・目的・範囲
 - イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - ロ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 10）スワップ取引の運用指図・目的・範囲
 - イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 11)において「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ト) 11)において「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

12) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

13) 外国為替予約取引の指図及び範囲

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

14) 資金の借入れ

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額

の10%を超えないこととします。

ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド>

- 1) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への投資は転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。
- 4) 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。
- 5) 投資信託証券（取引所金融商品市場（金融商品取引法金商法第2条第17項に規定する金融商品市場をいう。）又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）な投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
 - イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
 - ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
 - イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保

の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ホ) 10) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ヘ) 10) において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 11) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 12) 外国為替予約取引の指図及び範囲
- 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、値動きのある有価証券等に投資しますので、実質的に組入れられている有価証券等の値動きや為替相場の変動等の影響を受けて、基準価額は変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

1) 基準価額の変動要因

① 金利変動リスク

債券の価格は、一般に金利が低下（上昇）した場合には上昇（下落）します。また、債券の価格は国内外の政治・経済情勢や金融政策等の影響を受けて変動します。ファンドが実質的に活用する債

債券先物取引（国債先物取引を含みます。）の価格（債券先物価格）は、原資産である債券の価格の影響を受けて変動します。

ファンドは債券先物取引の買建てと売建てを実質的に活用しますが、債券先物取引の売建ての活用により、金利の変動が基準価額に与える影響は、一般的な債券投資とは異なることがあり、金利が低下した場合であっても、基準価額が下落することがあります。

＜金利の変動と債券先物取引の損益の関係＞

	金利が低下した場合 (債券先物価格が上昇)	金利が上昇した場合 (債券先物価格が下落)
債券先物取引の 買建て	収益	損失
債券先物取引の 売建て	損失	収益
(ご参考) 一般的な債券投資	収益	損失

ファンドは、純資産総額を上回る債券先物取引の買建て及び売建てを実質的に行うことがあります。これにより、金利の変動に対するポートフォリオの感応度が高くなり、金利が大きく変動した場合には、基準価額が大きく下落することがあります。

② 信用リスク

債券の価格は、発行体の信用状況によって変動します。特に、債券の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはその可能性が予想される場合には、債券の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）します。ファンドは、純資産総額を上回る債券先物取引の買建て及び売建てを実質的に行うことがあり、この場合には、当該リスクの影響を大きく受け、基準価額が大きく下落することがあります。

③ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。この場合には、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により、金融・証券市場に混乱が生じた場合には、基準価額が下落することがあります。

⑤ 為替変動リスク

ファンドは、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、為替変動リスクを完全に排除することはできません。また、為替ヘッジを行うにあたり、為替ヘッジを行う通貨の金利が円金利より高い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかります。

⑥ 取引相手先リスク

有価証券取引等において、取引の相手方の倒産、経営・財務状況の悪化等によって、決められた条件での取引が行われない、または取引そのものが行われない可能性があります。この場合には、基準価額が下落することがあります。

⑦ 運用手法にかかるリスク

ファンドは、様々なデータ等を利用した運用手法を実質的に活用します。当該運用手法における収益獲得の前提が有効でなくなった場合、そしてそのような場合において、当該運用手法の調整や修正が適切になされなかった場合には、期待した収益を得られず、基準価額が下落することがあります。

注）上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

2) その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

3) 租税に関するリスクファクター

外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に関係する支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金 （5）課税上の取扱い ＜外国の税法に関する開示＞ 外国の税法」の部分をご参照ください。

外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。

外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するように求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

4) 投資信託に関する一般的なリスク

- ① 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- ② 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ③ 証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

5) 以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金または金融債ではありません。
- ・投資信託は保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

(2) リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項やその他のリスク管理を行います。

- ・運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- ・投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

※上記体制は2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです(当ファンドの設定日以降で、算出可能な期間についてのみ表示しています)。
 ※年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
 ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
 なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
 ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株 …… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2) 各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX):株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities LLC)。なお、各社は各ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%(税抜2.0%)が上限となっております。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得

た額とします。

※申込手数料は、購入時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.913%（税抜0.83%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.83%	0.40%	0.40%	0.03%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 売買・保管等に要する費用
ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
- ② 諸経費
信託財産に関する租税、監査法人等に支払うファンドの財務諸表の監査に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
ファンドにかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を、原則として当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

※「その他の手数料等」は、定時または随時に見直されるものや、運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

当ファンドの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金及び償還金に対する課税

解約時及び償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額及び償還価額から取得費用（申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時及び償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等及び特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時及び償還時の差益（譲渡益）、普通分配金及び特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時及び償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

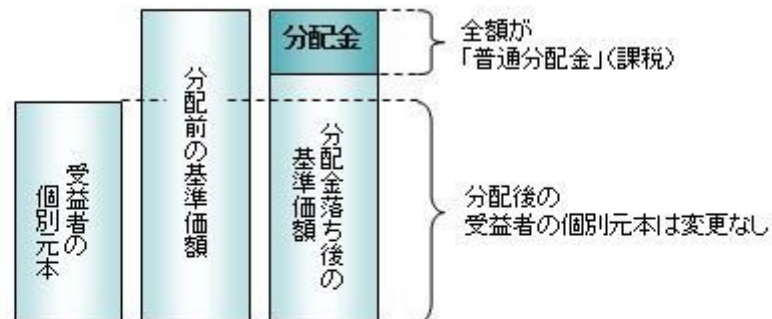
２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

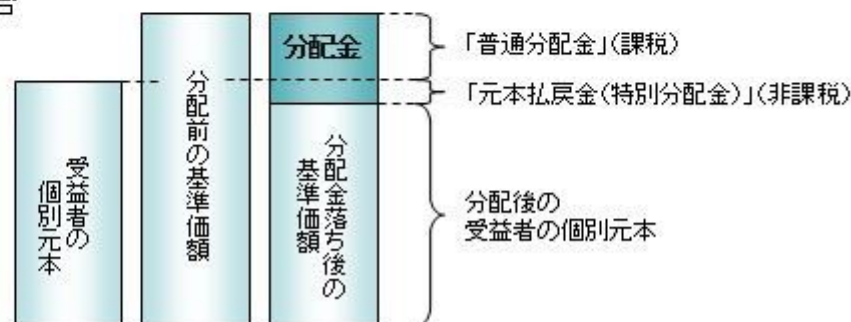
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



<外国の税法に関する開示>

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2020年6月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド（年4回決算型）】

以下の運用状況は2020年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	202,671,000	99.74
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	535,673	0.26
合計（純資産総額）		203,206,673	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	BNPパリバ・ターゲットリター ン・マザーファンド	210,000,000	0.9673	203,133,000	0.9651	202,671,000	99.74

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.74
合計	99.74

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落ち）	（分配付き）	（分配落ち）	（分配付き）
第1特定期間末 （2020年 6月10日）	203	203	9,639	9,639

2020年 1月末日	211	—	10,000	—
2月末日	212	—	10,029	—
3月末日	206	—	9,776	—
4月末日	202	—	9,595	—
5月末日	205	—	9,711	—
6月末日	203	—	9,612	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2020年 1月31日～2020年 6月10日	0

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2020年 1月31日～2020年 6月10日	△3.61

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2020年 1月31日～2020年 6月10日	211,408,050	0

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド

以下の運用状況は2020年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	296,548,060	73.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	108,806,691	26.84
合計(純資産総額)		405,354,751	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第 9 1 8 回国庫 短期証券	60,000,000	100.02	60,014,040	100.02	60,014,040	—	2020/9/28	14.81
2	日本	国債証券	第 9 0 6 回国庫 短期証券	56,450,000	100.01	56,458,054	100.01	56,458,054	—	2020/8/11	13.93
3	日本	国債証券	第 8 6 4 回国庫 短期証券	40,000,000	100.08	40,035,664	100.08	40,035,664	—	2020/10/20	9.88
4	日本	国債証券	第 8 8 6 回国庫 短期証券	40,000,000	100.02	40,008,311	100.02	40,008,311	—	2020/8/11	9.87
5	日本	国債証券	第 9 0 0 回国庫 短期証券	40,000,000	100.00	40,002,295	100.00	40,002,295	—	2020/7/13	9.87
6	日本	国債証券	第 8 7 1 回国庫 短期証券	30,000,000	100.07	30,022,528	100.07	30,022,528	—	2020/11/20	7.41
7	日本	国債証券	第 9 1 4 回国庫 短期証券	30,000,000	100.02	30,007,168	100.02	30,007,168	—	2020/9/14	7.40

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	73.16
合計	73.16

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券先 物取引	アメリカ	シカゴ商品 取引所	US10YR NOTE	買建	8	米ドル	1,102,922.02	118,828,818	1,114,625.04	120,089,701	29.63
	カナダ	モントリ オール取引 所	CAN10YR BOND	売建	10	カナダド ル	1,533,957	120,875,810	1,540,400	121,383,520	△29.95
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	EURO-BUND FU	売建	17	ユーロ	2,971,869.85	359,833,999	3,003,220	363,629,876	△89.71
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	AUST10YR BON	買建	56	豪ドル	8,232,918.45	608,248,015	8,325,394	615,080,107	151.74
	イギリ ス	インターコ ンチネンタ ル取引所	LONG GILT FU	売建	9	英ポンド	1,233,633.9	163,468,827	1,240,200	164,338,902	△40.54

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	カナダドル	買建	5,200.00	407,857	409,656	0.10
	ユーロ	買建	31,900.00	3,858,466	3,862,771	0.95
	英ポンド	買建	6,200.00	825,161	821,376	0.20
	米ドル	売建	11,800.00	1,257,484	1,270,978	△0.31
	豪ドル	売建	92,700.00	6,774,804	6,847,749	△1.69

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

《参考情報》

運用実績

2020年6月30日現在

■基準価額・純資産の推移

※基準価額は1万口当たり

BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド(年4回決算型)

基準価額 9,612円 純資産総額 203百万円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。また、基準価額は信託報酬控除後です。

BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド(資産成長型)

基準価額 9,612円 純資産総額 203百万円



■分配の推移

※1万口当たり(税引前)

BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド(年4回決算型)

2020年 3月	0円
2020年 6月	0円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド(資産成長型)

※第1期決算日は2020年12月10日のため、該当事項はありません。

■主要な資産の状況

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド(年4回決算型)

投資状況

資産の種類	純資産比率 (%)
BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド	99.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	0.26
合計	100.00

BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド

投資状況

資産の種類	純資産比率 (%)
国債証券	73.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	26.84
合計	100.00

BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド(資産成長型)

投資状況

資産の種類	純資産比率 (%)
BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド	99.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	0.26
合計	100.00

BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド 組入銘柄

●投資有価証券

順位	国／地域	種類	銘柄名	純資産比率 (%)
1	日本	国債証券	第918回国庫短期証券	14.81
2		国債証券	第906回国庫短期証券	13.93
3		国債証券	第864回国庫短期証券	9.88
4		国債証券	第886回国庫短期証券	9.87
5		国債証券	第900回国庫短期証券	9.87
6		国債証券	第871回国庫短期証券	7.41
7		国債証券	第914回国庫短期証券	7.40

●為替予約取引

買建／売建	通貨	純資産比率 (%)
買建	カナダドル	0.10
	ユーロ	0.95
	英ポンド	0.20
売建	米ドル	△0.31
	豪ドル	△1.69

●先物取引

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	純資産比率 (%)
債券先物取引	シカゴ商品取引所	US10YR NOTE	買建	29.63
債券先物取引	モントリオール取引所	CAN10YR BOND	売建	△29.95
債券先物取引	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BUND FU	売建	△89.71
債券先物取引	シドニー先物取引所	AUST10YR BON	買建	151.74
債券先物取引	インターコンチネンタル取引所	LONG GILT FU	売建	△40.54

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

■年間収益率の推移

BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド(年4回決算型)



BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド(資産成長型)



※年間収益率を暦年ベースで表示しております。

※2020年1月31日が設定日のため、2019年以前の実績はありません。2020年は1月31日から6月末までの収益率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。また、当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（４）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が以下のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

パリの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日または取引所の休業日

モントリオールの銀行休業日または取引所の休業日

ロンドンの銀行休業日または取引所の休業日

フランクフルトの銀行休業日または取引所の休業日

シドニーの銀行休業日または取引所の休業日

シドニーの銀行休業日または取引所の休業日の前営業日

※パリ、ロンドン及びフランクフルトの休業日は半休業日を含みます。

（５）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（６）申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（８）受付の中止及び取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、及び既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（９）米国人投資家に係る制限

委託会社は米国において投資顧問業の登録を行っておりません。当ファンドは米国において投資手段として登録されておらず、また当ファンドの受益権は1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、今後登録される予定もないため、当ファンドの受益権は以下に定義される制限対象者に対して募集または販売することができません。

制限対象者とは、(i) 米国内に所在する人または事業体（米国居住者を含む）、(ii) 米国または米国の州の法律が適用される企業またはその他事業体、(iii) 米国外に所在するすべての米国軍事関係者、または米国の政府もしくは政府関係機関に係るすべての従業員、または(iv) 1933年米国証券法（改正を含む。）におけるレギュレーションSにより「米国人(U.S. Person)」と定義されるその他のすべての者、を指します。

当ファンドは、1974年米国従業員退職所得保障法（改正を含む。）に基づくか否かを問わず、従業員給付制度またはその資産が従業員給付制度の資産の一部を構成する事業体である投資家からの取得の申込みは受け付けません。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が以下のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行な

いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

パリの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日または取引所の休業日

モントリオールの銀行休業日または取引所の休業日

ロンドンの銀行休業日または取引所の休業日

フランクフルトの銀行休業日または取引所の休業日

シドニーの銀行休業日または取引所の休業日

シドニーの銀行休業日または取引所の休業日の前営業日

※パリ、ロンドン及びフランクフルトの休業日は半休業日を含みます。

(4) 解約制限

当ファンドの規模及び商品性等に基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1円単位または1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止及び取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、及び既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

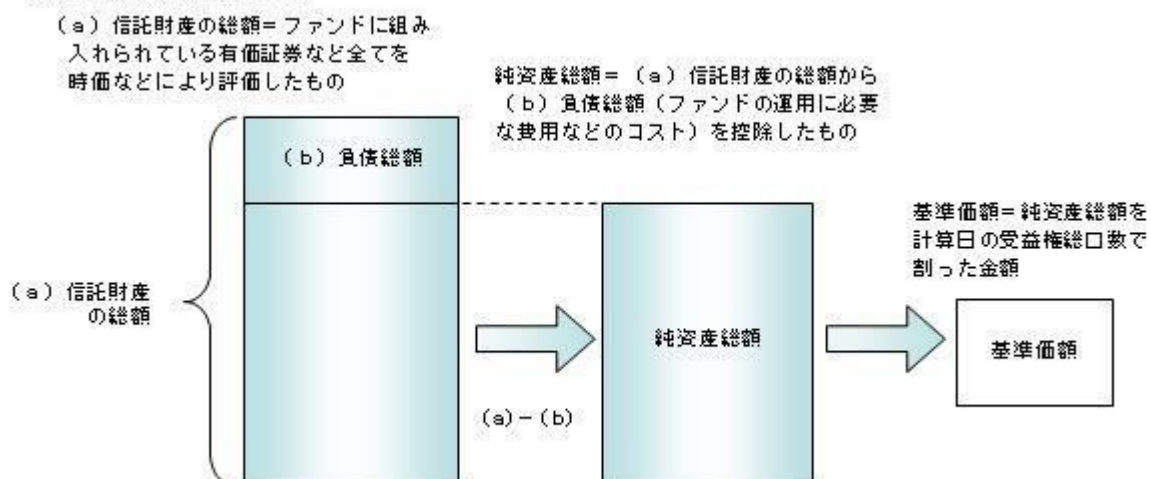
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

◇外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2020年1月31日から2029年12月10日までとします。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年3月11日から6月10日まで、6月11日から9月10日まで、9月11日から12月10日まで、及び12月11日から翌年3月10日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算

期間終了日はその翌営業日とします。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益権の口数が20億口を下回る場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認める場合
 - ハ）やむを得ない事情が発生した場合
- ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

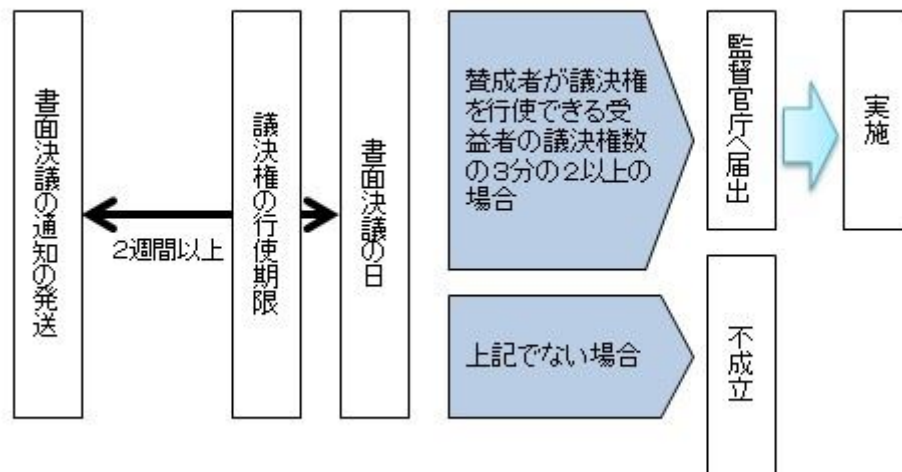
③ 信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨及び内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容及び理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、決算時及び償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第32条により2020年 1月31日（設定日）から2020年 3月10日までとなっております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2020年 1月31日（設定日）から2020年 6月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド（年4回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

当特定期間末 2020年 6月10日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,178,031
親投資信託受益証券	203,133,000
流動資産合計	204,311,031
資産合計	204,311,031
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	17,034
未払委託者報酬	454,207
未払利息	3
その他未払費用	56,719
流動負債合計	527,963
負債合計	527,963
純資産の部	
元本等	
元本	211,408,050
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,624,982
（分配準備積立金）	-
元本等合計	203,783,068
純資産合計	203,783,068
負債純資産合計	204,311,031

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	当特定期間 2020年 1月31日 2020年 6月10日
営業収益		
有価証券売買等損益		△6,867,000
営業収益合計		△6,867,000
営業費用		
支払利息		402
受託者報酬		24,444
委託者報酬		651,749
その他費用		81,387
営業費用合計		757,982
営業利益又は営業損失（△）		△7,624,982
経常利益又は経常損失（△）		△7,624,982
当期純利益又は当期純損失（△）		△7,624,982
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		-
期首剰余金又は期首欠損金（△）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△7,624,982

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

期別		当特定期間末 2020年 6月10日現在
1.	期首元本額	211,408,050円
	期中追加設定元本額	－円
	期中一部解約元本額	－円
2.	特定期間の末日における受益権の総数	211,408,050口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	7,624,982円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

当特定期間 自 2020年 1月31日 至 2020年 6月10日		
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として当ファンドが投資する親投資信託受益証券の投資割合に応じた純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額を支弁しております。 年1万分の20	
2.	分配金の計算過程	
	2020年 1月31日	
	2020年 3月10日	
	費用控除後の配当等収益額	A 0円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
	収益調整金額	C 0円
	分配準備積立金額	D 0円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 0円
	当ファンドの期末残存口数	F 211,408,050口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000 0円
	1万口当たり分配金額	H 0円
	収益分配金金額	I=F×H/10,000 0円
	2020年 3月11日	
	2020年 6月10日	
	費用控除後の配当等収益額	A 0円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円

収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	0円
当ファンドの期末残存口数	F	211,408,050口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	0円
1万口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	当特定期間 自 2020年 1月31日 至 2020年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク		当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（国債証券）、デリバティブ取引（債券先物取引及び為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、価格変動リスク等の市場リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制		委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立したリスク管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	当特定期間末 2020年 6月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額		貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法		有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 デリバティブ取引等 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

当特定期間末（2020年 6月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△1,932,000
合計	△1,932,000

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

当特定期間末 2020年 6月10日現在	
1口当たり純資産額	0.9639円
(1万口当たり純資産額)	(9,639円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド	210,000,000	203,133,000	
合 計		210,000,000	203,133,000	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
2020年 6月10日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	71,105,374
国債証券	286,555,202
派生商品評価勘定	6,874,276
未収入金	142,343
差入委託証拠金	56,397,972
流動資産合計	421,075,167
資産合計	421,075,167
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	14,822,441
未払金	2,843
未払利息	185
流動負債合計	14,825,469
負債合計	14,825,469
純資産の部	
元本等	
元本	420,000,000
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△13,750,302
元本等合計	406,249,698
純資産合計	406,249,698
負債純資産合計	421,075,167

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 （１）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 （２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （３）時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別		2020年 6月10日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	420,000,000円
	同期中における追加設定元本額	－円
	同期中における一部解約元本額	－円
	同期末における元本の内訳	
	BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド（年4回決算型）	210,000,000円
	BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド（資産成長型）	210,000,000円
	計	420,000,000円
2.	本報告書における開示対象ファンドの特定期間の末日における受益権の総数	420,000,000口

3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	13,750,302円
----	----------------------------------	-------------

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別 自 2020年 1月31日 至 2020年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（国債証券）、デリバティブ取引（債券先物取引及び為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、価格変動リスク等の市場リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。 なお、当ファンドが行うデリバティブ取引は、債券関連では効率的な運用に資する目的で債券先物取引を行っており、通貨関連では、為替予約取引をヘッジ目的のため及び信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるために利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 2020年 6月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2.時価の算定方法	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

（2020年 6月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	—
合計	—

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項 (債券関連)

(2020年 6月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	823,239,398	—	808,908,524	△14,330,874
	売建	696,208,693	—	690,235,468	5,973,225
合計		1,519,448,091	—	1,499,143,992	△8,357,649

注) 時価の算定方法

1. 債券先物取引の時価については以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、同特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(通貨関連)

(2020年 6月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	12,550,013	—	13,451,062	901,049
	カナダドル	5,484,743	—	5,817,340	332,597
	英ポンド	1,359,870	—	1,426,152	66,282

	豪ドル	5,705,400	—	6,207,570	502,170
	売建	15,303,035	—	15,794,600	△491,565
	米ドル	5,233,511	—	5,280,240	△46,729
	ユーロ	10,069,524	—	10,514,360	△444,836
	合計	27,853,048	—	29,245,662	409,484

注）時価の算定方法

- (1)本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
- に評価しています。
- ①同特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
- ②同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
- ・同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
 - ・同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- (2)同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。
- (3)換算において円未満の端数は切り捨てています。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

2020年 6月10日現在	
1口当たり純資産額	0.9673円
(1万口当たり純資産額)	(9,673円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第 8 6 4 回国庫短期証券	40,000,000	40,042,024	

	第 8 7 1 回国庫短期証券	30,000,000	30,025,628	
	第 8 8 6 回国庫短期証券	40,000,000	40,012,251	
	第 8 9 6 回国庫短期証券	20,000,000	20,001,742	
	第 8 9 7 回国庫短期証券	60,000,000	60,005,928	
	第 9 0 0 回国庫短期証券	40,000,000	40,005,795	
	第 9 0 6 回国庫短期証券	56,450,000	56,461,834	
合計		286,450,000	286,555,202	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年 6月30日現在です。

【BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド（年4回決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	203,321,046円
II 負債総額	114,373円
III 純資産総額（I－II）	203,206,673円
IV 発行済口数	211,408,050口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9612円
（1万口当たり純資産額）	（9,612円）

（参考）

BNPパリバ・ターゲットリターン・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	1,794,885,802円
II 負債総額	1,389,531,051円
III 純資産総額（I－II）	405,354,751円
IV 発行済口数	420,000,000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9651円
（1万口当たり純資産額）	（9,651円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の

規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金及び償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2020年6月末現在）

① 資本金の額	: 1億円
② 発行可能株式総数	: 500,000株
③ 発行済株式総数	: 264,000株
④ 最近5年における主な資本金の額の増減	: 2016年7月26日に2億5,000万円の増資 2016年11月30日に2億5,000万円の減資 2018年11月21日に4億円の増資 2018年12月27日に4億円の減資 2019年8月23日に4億7,500万円の増資 2019年12月19日に4億7,500万円の減資

（2）委託会社の機構（2020年6月末現在）

① 委託会社の機構

会社の意思決定機関として取締役会を設置しています。取締役会は、株主総会において選任された3名以上の取締役（各取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。）から構成され、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。取締役会は、原則として代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故あるときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の決議は、原則として、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行います。

また、取締役会が決定した会社の経営方針を執行するために必要となる重要な事項についての審議及び意思決定を的確に行うことにより効果的な経営の推進を図ることを目的として、経営委員会を設置しています。

② 投資運用の意思決定機構

◆委託会社の運用体制

・運用部門

運用計画の策定、運用の意思決定、取引の執行、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

・運用委員会

原則として月1回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

・リスク管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスと投資リスクの状況及び約款・投資ガイドラインの遵守状況等の報告を行います。また、投資リスク及びオペレーショナル・リスクなどに関する協議を行い、また関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の日常業務におけるリスク管理を効果的に推進します。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

・内部管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて、当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

◆運用の意思決定プロセス

- 1) 運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。
- 2) 運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- 3) 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。
- 4) 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2020年6月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	25	1,976
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	4	253
単位型公社債投資信託	3	2
合計	32	2,232

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期別		第21期 (2018年12月31日現在)		第22期 (2019年12月31日現在)	
資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動資産	＊ 1				
預金			963,987		906,384
前払費用			5,803		21,553
未収委託者報酬			262,888		221,169

未収運用受託報酬			122,500		52,794
未収収益			137,405		131,681
未収入金			5,486		961
未収消費税等			11,239		-
立替金			258		-
流動資産計			1,509,569		1,334,544
固定資産					
投資その他の資産			13,317		10,413
長期差入保証金		7,317		4,413	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			13,317		10,413
資産合計			1,522,887		1,344,958

期別		第21期 (2018年12月31日現在)		第22期 (2019年12月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			21,990		26,540
未払金			371,969		265,873
未払手数料		56,009		76,605	
未払委託調査費		138,900		124,673	
その他未払金		177,059		64,593	
未払費用			121,056		97,452
未払法人税等			-		1,210
賞与引当金			121,990		92,363
役員賞与引当金			17,404		30,097
流動負債計			654,410		513,537
固定負債					
退職給付引当金			226,274		163,361
役員退職慰労引当金			10,796		2,509
資産除去債務			68,236		68,236
固定負債計			305,307		234,107
負債合計			959,717		747,644
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			1,324,722		1,413,169
資本準備金		50,000		50,000	
その他資本剰余金		1,274,722		1,363,169	
利益剰余金			△861,552		△915,855
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△861,552		△915,855	

株主資本合計			563,169		597,314
純資産合計			563,169		597,314
負債・純資産合計			1,522,887		1,344,958

(2) 【損益計算書】

期別		第21期 自2018年 1月 1日 至2018年12月31日		第22期 自2019年 1月 1日 至2019年12月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			934,658		764,380
運用受託報酬			312,008		181,708
その他営業収益			489,510		353,699
営業収益計			1,736,178		1,299,788
営業費用					
支払手数料			275,559		261,031
広告宣伝費			227		18,285
調査費			458,746		354,168
調査研究費		27,501		29,980	
委託調査費		431,244		324,188	
委託計算費			76,749		97,362
営業雑経費			16,780		13,592
印刷費		12,901		10,126	
協会費		3,878		3,465	
営業費用計			828,063		744,440
一般管理費					
給料			788,640		767,975
役員報酬		39,830		60,121	
給料・手当		742,508		706,744	
賞与		6,301		1,109	
業務委託費			282,309		234,088
交際費			2,554		3,556
旅費交通費			16,264		8,364
租税公課			1,236		1,381
不動産賃借料			222,237		123,548
賞与引当金繰入額			114,460		87,169
役員賞与引当金繰入額			6,943		24,245
退職給付費用			53,804		51,669
役員退職慰労引当金繰入額			2,129		2,863
諸経費			157,211		94,351
一般管理費計			1,647,792		1,399,212
営業損失（△）			△739,676		△843,864

期別		第21期 自2018年 1月 1日 至2018年12月31日		第22期 自2019年 1月 1日 至2019年12月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業外収益					
受取利息			0		0
為替差益			1,529		845
雑益			1,904		1,348
営業外収益計			3,434		2,194
営業外費用					
株式交付費			2,800		3,325
雑損失			265		182
営業外費用計			3,065		3,507
経常損失（△）			△739,307		△845,177
特別利益					
資産除去債務履行差額			73,106		-
特別利益計			73,106		-
特別損失					
割増退職金			29,627		50,476
減損損失	＊ 1		161,924		18,991
特別損失計			191,551		69,468
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（△）			△857,752		△914,645
法人税、住民税及び事業税		3,800		1,210	
法人税等調整額		-	3,800	-	1,210
当期純利益又は当期純損失（△）			△861,552		△915,855

（３）【株主資本等変動計算書】

第21期
自 2018年 1月 1日
至 2018年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	50,000	796,165	846,165	△321,443	△321,443	624,722	624,722
当期変動額								
新株の発行	400,000	400,000		400,000			800,000	800,000
減資	△400,000		400,000	400,000			-	-
資本準備金の取崩		△400,000	400,000	-			-	-
欠損填補			△321,443	△321,443	321,443	321,443	-	-
当期純損失					△861,552	△861,552	△861,552	△861,552
当期変動額合計	-	-	478,556	478,556	△540,108	△540,108	△61,552	△61,552
当期末残高	100,000	50,000	1,274,722	1,324,722	△861,552	△861,552	563,169	563,169

第22期
自 2019年 1月 1日
至 2019年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	50,000	1,274,722	1,324,722	△861,552	△861,552	563,169	563,169
当期変動額								
新株の発行	475,000	475,000		475,000			950,000	950,000
減資	△475,000		475,000	475,000			-	-
資本準備金の取崩		△475,000	475,000	-			-	-
欠損填補			△861,552	△861,552	861,552	861,552	-	-
当期純損失					△915,855	△915,855	△915,855	△915,855
当期変動額合計	-	-	88,447	88,447	△54,303	△54,303	34,144	34,144
当期末残高	100,000	50,000	1,363,169	1,413,169	△915,855	△915,855	597,314	597,314

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

第22期 自2019年 1月 1日 至2019年12月31日
・収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会） ・収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会） (1) 概要 収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。 ステップ1：顧客との契約を識別する ステップ2：契約における履行義務を識別する ステップ3：取引価格を算定する ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する ステップ5：履行義務を充足する時又は充足するにつれて収益を認識する (2) 適用予定日 適用時期については、現在検討中であります。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

表示方法の変更

第22期 自2019年 1月 1日 至2019年12月31日
『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用に伴う変更 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。なお、この表示方法の変更が貸借対照表に与える影響はありません。 また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

（貸借対照表関係）

第21期 (2018年12月31日現在)	第22期 (2019年12月31日現在)
* 1 関係会社項目 預金 957,131千円	* 1 関係会社項目 預金 899,696千円

(損益計算書関係)

第21期 自2018年 1月 1日 至2018年12月31日	第22期 自2019年 1月 1日 至2019年12月31日																												
※1 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 <table><tr><th>用途</th><th>場所</th><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>事務所 設備</td><td>東京都 千代田区</td><td>建物・ 器具備品</td><td>161,924千円</td></tr></table> (経緯) 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。 (減損損失の金額) <table><tr><td>建物</td><td>158,988 千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>2,935 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>161,924 千円</td></tr></table> (グルーピングの方法) 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。 (回収可能価額の算定方法等) 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。	用途	場所	種類	金額	事務所 設備	東京都 千代田区	建物・ 器具備品	161,924千円	建物	158,988 千円	器具備品	2,935 千円	合計	161,924 千円	※1 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 <table><tr><th>用途</th><th>場所</th><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>事務所 設備</td><td>東京都 千代田区</td><td>建物・ 器具備品</td><td>18,991千円</td></tr></table> (経緯) 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。 (減損損失の金額) <table><tr><td>建物</td><td>16,133 千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>2,858 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>18,991 千円</td></tr></table> (グルーピングの方法) 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。 (回収可能価額の算定方法等) 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。	用途	場所	種類	金額	事務所 設備	東京都 千代田区	建物・ 器具備品	18,991千円	建物	16,133 千円	器具備品	2,858 千円	合計	18,991 千円
用途	場所	種類	金額																										
事務所 設備	東京都 千代田区	建物・ 器具備品	161,924千円																										
建物	158,988 千円																												
器具備品	2,935 千円																												
合計	161,924 千円																												
用途	場所	種類	金額																										
事務所 設備	東京都 千代田区	建物・ 器具備品	18,991千円																										
建物	16,133 千円																												
器具備品	2,858 千円																												
合計	18,991 千円																												

(株主資本等変動計算書関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株) *1	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	89,000	80,000	—	169,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 80,000株は、2018年11月21日付のBNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				
第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株) *1	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)

普通株式	169,000	95,000	—	264,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 95,000株は、2019年8月23日付のBNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。	オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料
(借主側)	(借主側)
1 年内 86,736千円	1 年内 90,884千円
1 年超 -	1 年超 2,554千円
合 計 86,736千円	合 計 93,438千円

1. 金融商品の状況に関する事項

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。 デリバティブは利用しておりません。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。 営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものが有り為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。 営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものが有り為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 営業債権の信用リスクは、BNPパリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。 ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

③ 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第21期 (2018年12月31日現在)

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	963,987	963,987	—
未収委託者報酬	262,888	262,888	—
未収運用受託報酬	122,500	122,500	—
未収収益	137,405	137,405	—
資産計	1,486,782	1,486,782	—
未払手数料	56,009	56,009	—
未払委託調査費	138,900	138,900	—
その他未払金	177,059	177,059	—
未払費用	121,056	121,056	—
負債計	493,025	493,025	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	963,987	—	—	—
未収委託者報酬	262,888	—	—	—
未収運用受託報酬	122,500	—	—	—
未収収益	137,405	—	—	—

1. 金融商品の状況に関する事項

第22期

自 2019年 1月 1日

至 2019年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権の信用リスクは、BNPパリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

③ 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第22期

(2019年12月31日現在)

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	906,384	906,384	—
未収委託者報酬	221,169	221,169	—
未収運用受託報酬	52,794	52,794	—
未収収益	131,681	131,681	—
資産計	1,312,028	1,312,028	—
未払手数料	76,605	76,605	—
未払委託調査費	124,673	124,673	—
その他未払金	64,593	64,593	—
未払費用	97,452	97,452	—
負債計	363,325	363,325	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	906,384	—	—	—
未収委託者報酬	221,169	—	—	—
未収運用受託報酬	52,794	—	—	—
未収収益	131,681	—	—	—

(有価証券関係)

第21期 (2018年12月31日現在)	第22期 (2019年12月31日現在)
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日																								
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2. 簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>220,737千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>23,126千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△10,745千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td><td>△6,843千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>226,274千円</td></tr> </table> (2) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>23,126千円</td></tr> </table> 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,230千円でありました。	退職給付引当金の期首残高	220,737千円	退職給付費用	23,126千円	退職給付の支払額	△10,745千円	その他未払金への振替額	△6,843千円	退職給付引当金の期末残高	226,274千円	簡便法で計算した退職給付費用	23,126千円	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2. 簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>226,274千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>22,844千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△74,671千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td><td>△11,085千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>163,361千円</td></tr> </table> (2) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>22,844千円</td></tr> </table> 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,324千円でありました。	退職給付引当金の期首残高	226,274千円	退職給付費用	22,844千円	退職給付の支払額	△74,671千円	その他未払金への振替額	△11,085千円	退職給付引当金の期末残高	163,361千円	簡便法で計算した退職給付費用	22,844千円
退職給付引当金の期首残高	220,737千円																								
退職給付費用	23,126千円																								
退職給付の支払額	△10,745千円																								
その他未払金への振替額	△6,843千円																								
退職給付引当金の期末残高	226,274千円																								
簡便法で計算した退職給付費用	23,126千円																								
退職給付引当金の期首残高	226,274千円																								
退職給付費用	22,844千円																								
退職給付の支払額	△74,671千円																								
その他未払金への振替額	△11,085千円																								
退職給付引当金の期末残高	163,361千円																								
簡便法で計算した退職給付費用	22,844千円																								

(税効果会計関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

退職給付引当金	80,261
役員退職慰労引当金	3,735
賞与引当金	42,208
未払金	39,937
未払費用	34,142
その他	65,775
繰越欠損金	1,829,776
繰延税金資産小計	2,095,834
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額（注）2	-
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	-
評価性引当額小計（注）1	△2,095,834
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	-
繰延税金資産(負債)の純額	-

(単位：千円)

繰延税金資産

退職給付引当金	56,523
役員退職慰労引当金	868
賞与引当金	31,957
未払金	-
未払費用	33,654
その他	68,477
繰越欠損金	1,979,558
繰延税金資産小計	2,171,038
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額（注）2	△ 1,979,558
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△ 191,480
評価性引当額小計（注）1	△ 2,171,038
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	-
繰延税金資産(負債)の純額	-

(注) 1 評価性引当額が75,205千円増加しております。この増加の主な理由は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰 越欠損金 (※1)	356,068	523,960	193,879	-	73,771	831,879	1,979,558
評価性 引当額	△356,068	△523,960	△193,879	-	△73,771	△831,879	△1,979,558
繰延税金 資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日																				
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																				
1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>105,136千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>1,241千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td><td>△106,377千円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td><td>68,236千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u>68,236千円</u></td></tr> </table>	期首残高	105,136千円	時の経過による調整額	1,241千円	資産除去債務の履行による減少額	△106,377千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	68,236千円	期末残高	<u>68,236千円</u>	1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>68,236千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>-千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td><td>-千円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td><td>-千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u>68,236千円</u></td></tr> </table>	期首残高	68,236千円	時の経過による調整額	-千円	資産除去債務の履行による減少額	-千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円	期末残高	<u>68,236千円</u>
期首残高	105,136千円																				
時の経過による調整額	1,241千円																				
資産除去債務の履行による減少額	△106,377千円																				
有形固定資産の取得に伴う増加額	68,236千円																				
期末残高	<u>68,236千円</u>																				
期首残高	68,236千円																				
時の経過による調整額	-千円																				
資産除去債務の履行による減少額	-千円																				
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円																				
期末残高	<u>68,236千円</u>																				

(セグメント情報等)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日				
(セグメント情報)				
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	934,658	312,008	489,510	1,736,178
2. 地域ごとの情報				
(1) 営業収益				(単位：千円)
日本	ルクセンブルク	オランダ	その他	合計
1,087,151	269,893	229,453	149,680	1,736,178
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 該当事項はありません。				
3. 主要な顧客ごとの情報				(単位：千円)
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	313,718		なし	

BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	269,893	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	229,453	なし
(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。		
(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。		
(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。		

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	764,380	181,708	353,699	1,299,788
2. 地域ごとの情報				
(1) 営業収益				(単位：千円)
日本	ルクセンブルク	オランダ	その他	合計
868,360	176,799	143,753	110,875	1,299,788
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 該当事項はありません。				
3. 主要な顧客ごとの情報				(単位：千円)
顧客の名称		営業収益	関連するセグメント名	
ヘッジファンド・リターン・ターゲット ファンド・為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)		225,501	なし	
BNPパリバ・ブラジル・ファンド (株式型)		134,058	なし	
BNPパリバ・アセットマネジメント・ ルクセンブルク		176,799	なし	
BNPパリバ・アセットマネジメント・ ネーデルラントN.V.		143,753	なし	
(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。				

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

第21期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資(注1)	800,000	—	—

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	アムステルダム、オランダ王国	225千ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	229,453	未収収益	54,062
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 運用受託契約の締結	その他営業収益の受入 運用受託報酬の受入	100,376 159,516	未収収益 未収運用受託報酬	34,651 34,212
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス	パリ、フランス共和国	120百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 業務委託費の支払	96,902 101,771	未収収益 未払費用	21,410 37,076
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ベルギー	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	118,498	未払費用	33,558
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント USA インク	ニューヨーク、アメリカ合衆国	64百万ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	51,152	未払委託調査費	27,348
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	46,962	未払委託調査費	5,753
親会社の子会社	カーディフ生命保険株式会社	東京都渋谷区	206億円	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	36,560	未収運用受託報酬	20,299

第22期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資(注1)	950,000	—	—

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	アムステルダム、オランダ王国	225千ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	143,753	未収収益	47,929
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	89,070	未収収益	37,443
						運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	77,728	未収運用受託報酬	19,622
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス	パリ、フランス共和国	120百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	70,570	未収収益	28,326
						業務委託契約の締結	委託調査費の支払	61,618	未払委託調査費	50,340
						業務委託契約の締結	業務委託費の支払	57,549	未払費用	29,779
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ベルギー	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	130,785	未払費用	33,909
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント USA インク	ニューヨーク、アメリカ合衆国	100百万ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	26,871	未払委託調査費	-
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	43,213	未払委託調査費	5,883
親会社の子会社	カーディフ生命保険株式会社	東京都渋谷区	206億円	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	38,300	未収運用受託報酬	21,057

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の行った株主割当増資を1株当たり10,000円で引き受けたものであります。

(注2) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 国内取引については、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。海外取引については、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

(1株当たり情報)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日		第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	
・ 1株当たり純資産	3,332円	・ 1株当たり純資産	2,262円
・ 1株当たり当期純損失	8,792円	・ 1株当たり当期純損失	4,509円
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純損失	861,552千円	当期純損失	915,855千円
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純損失	861,552千円	普通株式に係る当期純損失	915,855千円
期中平均株式数・普通株式	97,986株	期中平均株式数・普通株式	203,096株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年7月27日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※当初申込期間においては委託会社による買付にかかる取得申込みのみを取扱い、継続申込期間は募集・販売業務を取扱いません。

（3）投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2019年12月末現在)	事業の内容
BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス	120百万ユーロ	フランス籍の会社であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（2）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金及び償還金の取扱いなどを行ないます。

（3）投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

（3）投資顧問会社

委託会社及び投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 1月31日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年 3月24日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年3月13日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 正 田 誠 印
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月29日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド（年4回決算型）の2020年1月31日から2020年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ・ターゲットリターン・ファンド（年4回決算型）の2020年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適

正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。